



2022
夏号

ミライオ通信

代表あいさつ

鎌倉殿に学ぶリーダー学

NHK 大河ドラマ「鎌倉殿の13人」が最近のお気に入りです。毎週楽しみに見ております。そもそも、鎌倉殿こと源頼朝は平治の乱で捕らえられ伊豆に配流された身であり、関東には地縁も血縁もなかったわけです。そんな頼朝が関東武者を束ねて、平家を倒し、鎌倉幕府を作ることができたのは、類いまれなリーダーとしての資質があったからだと思います。では、頼朝のリーダーとしての資質とは何でしょうか。私は、以下の3つにあると思います。

一つ目は、明確なビジョンです。頼朝は、平家を打倒し、関東に武士のための政権を確立することを宣言しました。公地公民という理念で土地に介入してくる朝廷及び平家政権の支配に対し、在家領主である関東武者が自分たちの力を結集して自前の土地安堵を勝ち取ることができると信じたからこそ、頼朝のビジョンに共感したのだと考えます。

二つ目は、ビジョンを達成するための戦略です。頼朝は1180年、富士川の戦いで平家を破り、追撃のために一気に京を制圧しようと考えます。しかしここで、「われわれが今すべきことは関東の平定であって、京の制圧ではない」と考え、本拠地の鎌倉にきびすを返します。功を焦らず、力を蓄える選択を下した頼朝の見事な判断と言えるでしょう。

三つめは、鎌倉幕府の基盤として機能し続け、武士の主従関係を構成した「御恩と奉公」の確立です。関東武者が必要とするものは土地の支配権であり、頼朝が必要とするものは戦のための軍事力です。これまでの朝廷と武士の関係にとらわれない、新たな仕組みを確立したことが頼朝を武家の棟梁に押し上げた要因と考えます。

この点、ピーター・F・ドラッカーは、「リーダーシップとは、組織の使命を考え抜き、それを目に見える形で明確に確立することである。リーダーとは目標を定め、優先順位を決め、基準を定め、それを維持する者である」と言っています。

これからの「鎌倉殿の13人」は、北条義時の権謀術数の物語へと移っていき、ますます目が離せません。

目次

- ・税務情報
- ・相続情報
- ・労務情報
- ・経営情報
- ・お仕事備忘録

税理士法人 ミライオ

代表社員会長
代表社員所長

林 和夫
渡邊 研司

〒444-0879

愛知県岡崎市竜美中2丁目3番地14

☎ 0564-57-2559

FAX 0564-58-3811

✉ info@miraio-tax.com

営業時間 8:45 ~ 17:45 (土日祝休)



HP



facebook

□ ■ □ ■ お客様紹介 □ ■



株式会社岡崎情報開発センター

〒444-0822 岡崎市若松東3丁目9番地1
TEL:0564-84-5111



岡崎市、岡崎商工会議所、並びに地元有力企業 66 社の出資による第三セクターとして、昭和 63 年（1988 年）に設立し、33 年目を迎えました。

現在では、個人向けのスマイルパソコン教室をはじめ、企業向け研修、情報システムの開発・運用、データ入力、「PC に関する困った」を相談・解決する安心サポートサービス、大判印刷・格安印刷サービス、スマートフォンの使い方講習など幅広く情報関連サービス業務を行っています。特に地域の小規模事業所の DX 推進を支援するため、QR コードを活用した勤怠システム、給与管理システム、株主管理システムの提供を始めました。お気軽にお声がけください。

このコーナーへ写真を提供して下さる方を募集しています。お気軽にご相談ください。

[税務情報]

インボイス制度～それぞれの対応について確認～

令和5年10月1日よりインボイス制度が開始されます。消費税の課税事業者は、「受け取った消費税」から「支払った消費税」を引いた差額の消費税額を納付しています。インボイス制度はこの「支払った消費税」に影響がある制度です。

いよいよ来年の10月から制度が始まろうとしています。それぞれの対応を整理してみましょう。

！インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは！

売手が買手に対して正確な消費税率や消費税額を伝えるための制度。

インボイス（適格請求書）とは、次の項目が記載されたものをいいます。

- ①発行事業者の氏名または名称
- ②登録番号
- ③取引年月日
- ④取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ⑤税率ごとに区分して合計した取引金額(税抜および税込)
- ⑥⑤に対する消費税額等および適用税率
- ⑦書類の交付を受ける者の氏名または名称

※不特定多数を相手に商売をする小売業、飲食業、タクシー業などの一部の事業者は簡易インボイスの発行も認められています。（簡易インボイスでは、上記⑦が不要で、⑥の「および」が「または」になります。）

A) 消費税の課税事業者

自社が発行する領収証をインボイスにするためには、上記の項目が記載される様式に変更しなければなりません。インボイスの発行には「登録番号」の記載が必要ですが、令和5年10月1日までに登録番号を取得しインボイスを発行する場合は、令和5年3月31日までに税務署に登録申請書を提出します。

また、仕入税額控除（支払った消費税を差し引くこと）をするためには、インボイス形式の領収証を入手しなければ金額の計算ができません。（経過措置あり）

取引先にインボイスを発行してもらえるか確認しておきましょう。

※簡易課税で計算をしている場合は、仕入税額控除をみなしで計算するため、インボイスでない領収証でも問題ありません。



B) 消費税の免税事業者

もし取引先からインボイスを要求され発行しなければならない場合は、まず消費税課税事業者になり、「登録番号」を取得する必要があります。登録番号は消費税の課税事業者しか取得できないからです。（令和5年10月1日より登録を受けられる場合は経過措置あり）

取引先にインボイスの発行が必要かどうか、現状のままで良いのか確認し、消費税の課税事業者となるべきかを決めていく必要があります。

6年の経過措置がありますので、今すぐにといいことにはならないかもしれませんが、取引に影響を与える恐れがあります。

【登録番号の取得について】

基本的には、消費税課税事業者全ての方が登録していただいた方が良いでしょう。

ただし、全てのお客様が一般消費者である事業者、取引先からインボイスを要求されない事業者などは、例外的に登録番号の取得をしないことも考えられます。

気になる点がある方は当事務所までご相談ください。

[相続情報]

『財産』を子どもに伝えることの大切さ

亡くなった方がどんな財産を持っているのか、残された家族は意外と知らないものです。そこで、次のことについて、きちんとお子さんに生前に伝えておくことが重要です。

- ・銀行の預金口座（ネット銀行であればパスワードも必要です）
- ・証券会社の取引口座（ネット証券であればパスワードも必要です）
- ・加入している生命保険
- ・貸金庫の有無
- ・自宅以外の不動産の有無（特に市外に保有している不動産）
- ・ゴルフ会員権
- ・借金の有無 など

○ 相続財産になる物	× 相続財産にならない物
<ul style="list-style-type: none"> ・現金、預金 ・株や投資信託 ・貴金属、絵画、骨董品 ・借金、ローン ・保証債務、保証人の地位 	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産 ・車 ・家具、衣類 ・生命保険の保険金など ・医師免許、資格など ・仏壇、墓地、墓石など
<p style="text-align: center;">相続財産になる物の例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  預貯金 </div> <div style="text-align: center;">  不動産 </div> <div style="text-align: center;">  有価証券 </div> <div style="text-align: center;">  美術品等 </div> </div>	<p style="text-align: center;">相続財産にならない物の例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  生命保険金 </div> <div style="text-align: center;">  墓地 </div> <div style="text-align: center;">  香典 </div> <div style="text-align: center;">  仏壇 </div> </div>

特に銀行口座などは、昔と違って、相続人であっても簡単に教えてもらえるものではなく、必要書類を揃えて提出する必要があります。ネット銀行に至っては、通帳もありませんし、書類を送ってこない銀行もありますので、子供が相続財産にたどり着くべはほとんどありません。

「俺の死んだ後の財産の話をするなんて縁起が悪い！」と思われる方もいるかもしれませんが、何も伝えないで相続が起こってしまった場合には、子供たちは財産探しに苦労することになり、相続税の申告漏れで税務調査の対象になるリスクも高まります。さらに、子供の中に「もっと財産は多いはずだ」と思っている子がいると、「自分の知らないうちにほかの兄弟へ生前贈与したのではないか」という疑いが生じて、兄弟間で争う原因にもなります。

「そんなことは一部の大金持ちだけの話だ」と思わないでください。相続で子供たちがもめるかどうかは、財産の多寡とは全く関係がありません。むしろ、家庭裁判所で行われた遺産分割調停のうち、相続財産が5千万円未満の案件が全体の約75%を占めていると言われております。

相続で兄弟がもめる事態を避けるためにも、ぜひ元気なうちに自分の財産はどのようなものがどれくらいあるのかについて、子供たちに伝えるようにしてください。

[労務情報]

社会保険の要件の扱いの変更と時間外労働の割増賃金率の引き上げ

I) 令和4年10月からの厚生年金保険・健康保険の被保険者資格の勤務期間要件の取扱いが変更になります。変更点は、以下の2つです。

① 雇用期間が2カ月以内の場合における取扱いの変更

当初の雇用期間が2カ月以内であっても、次のア・イのいずれかに該当する人は、雇用期間の当初から社会保険の適用対象となります。

ア 就業規則、雇用契約書等において、その契約が「更新される旨」、

または「更新される場合がある旨」が明示されている場合

イ 同一事業所において、同様の雇用契約に基づき雇用されている者が、

更新等により最初の雇用契約の期間を超えて雇用された実績がある場合

② 特定適用事業所(※)で働く短時間労働者の勤務期間要件が一般の被保険者と同様に

短時間労働者の適用要件の1つである「勤務期間1年以上」の要件が撤廃され、一般の被保険者と同様の次のア～ウの要件を満たし、雇用期間の見込みが2カ月超の場合などは、社会保険の適用対象になります。

ア 週労働時間20時間以上

イ 月額賃金8.8万円以上

ウ 学生は適用除外

(※) 特定適用事業所：被保険者(短時間労働者を除く)の総数が常時100人(R4/10より)を超える事業所



Ⅱ) また、令和5年4月1日から、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が中小企業においても引き上げられ、割増賃金率が50%になります。(従来は25%)

深夜・休日労働の取扱い

月60時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

深夜労働との関係

月60時間を超える時間外労働を、深夜(22:00~5:00)の時間帯に行わせる場合は、以下の割増賃金率になります。 $\text{深夜割増賃金率 } 25\% + \text{時間外割増賃金率 } 50\% = 75\%$

休日労働との関係

月60時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。

代替休暇

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため、引き上げ分の割増賃金の支払いの代わりに、有給休暇(代替休暇)を付与することができます。

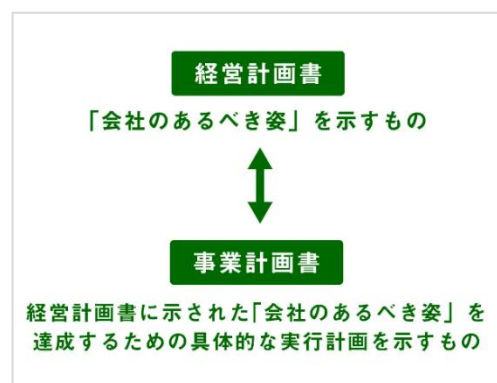


[経営情報]

経営計画、事業計画…耳にしたことはあるが、それを正しく理解し、有効活用できている企業や事業主は少ないと言われています。

【うまくいっていないケース】

- ◎計画を作ること満足してしまっている。
 - ◎なんとなく計画を作っている。
 - ◎将来ビジョンに基づかない計画となっている。
 - ◎目標設定が曖昧である。
 - ◎実現のための戦略がない。
 - ◎計画が会社全体に浸透していない。(伝わっていない)
- 事業計画、経営計画を作られている、もしくは作ろうと考えている経営者様、上記ケースに当てはまっていないかご確認ください。



[お仕事備忘録]

賞与支払届の提出期限は、賞与の支給日から5日以内です。

賞与を支給した場合には、一人ひとりの賞与の支払額を記載する「被保険者賞与支払届」を提出します。賞与の支給がなかった場合でも「不支給報告書」の提出が必要です。



公認会計士・税理士 林 和夫
公認会計士・税理士 渡邊 研司
税理士 小林 英之
社会保険労務士 鵜飼 靖暢
財務コンサルタント 高山 康介